平成十年政令第二百三十二号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令

内閣は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第六条第三項、第十条第二項及び第十五条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。 (株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等)

償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、

償還期限に

第一条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(以下「法」という。)第十条第二項の政令で定める利率、

(事業協同組合その他の法人)

ついては据置期間を含め十五年、据置期間については三年とする。

二 商工組合及び商工組合連合会 事業協同組合及び協同組合連合会 事業協同組合及び協同組合連合会 第二条 法第十五条第二号の政令で定める法人は、次のとおりとする。

漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会農業協同組合連合会 森林組合連合会

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十年七月一日)から施行する。

この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定は、同年十月一日から施行する。附 則 (平成二〇年六月二〇日政令第一九八号)